見沼田圃土地利用連絡会議の組織及び運営に関する要綱

（平成７年３月３１日部長決裁）

第１　趣旨

この要綱は、見沼田圃の保全・活用・創造の基本方針（平成７年３月１０日知事決裁）の３の(４)の②に基づき、見沼田圃土地利連絡会議（以下「連絡会議」という。）の組織及び運営に関して必要な事項を定めるものとする。

第２　構成

１　連絡会議は、埼玉県、さいたま市及び川口市をもって構成する。

２　連絡会議の構成員は、別表をもって充てる。

第３　審議事項

連絡会議は、次に掲げる事項を審議する。

(1) 土地利用申出に関すること。

(2) 土地の買取り又は借受けに関すること。

(3) その他見沼田圃の土地利用に係る事項に関すること。

第４　座長

１　連絡会議に座長を置き、埼玉県企画財政部地域経営局長をもって充てる。

２　座長は、連絡会議を代表する。

第５　会議

１　座長は、連絡会議を招集し、その会議の議長となる。

２　座長は、審議事項の内容により、別表の構成員全員の出席を求める必要がないと認められるときは、同表の構成員の一部の出席を求めて会議を開催することができる。

３　座長は、必要があると認めるときは、別表の構成員以外の者に対し、会議に出席するよう求めることができる。

４　座長は、会議における審議の経過及び結果を整理の上、記録しておくものとする。

５　別表の構成員のうち、自ら会議に出席できないときは、当該会議の審議事項について、実質的に構成員に代わる判断をすることができる者を代わりに出席させることができる。

６　座長に事故があるとき又は、座長が欠けたときは、あらかじめ座長の指定するものが本条に規定する座長の職務を代理する。

第６　会議の公開

１　連絡会議の会議は、公開とする。

　ただし、次のいずれかに該当する場合は、会議を公開しないことができる。

(1) 会議において、埼玉県情報公開条例（平成１２年条例第７７号）第１０条各号の規定に定める情報に該当すると認められる事項について審議等を行う場合

(2) 会議を公開することにより、公正かつ円滑な議事運営に著しい支障が生じると認められる場合

２　非公開の決定

(1) 連絡会議の会議を非公開とすることは、前項ただし書きに基づき、連絡会議がその会議において決定しなければならない。

(2) 連絡会議が、会議の非公開を決定した場合は、その理由を明らかにしな ければならない。

第７　事務局

連絡会議の事務局は、埼玉県企画財政部土地水政策課に置く。

第８　その他

この要綱に定めるもののほか、連絡会議の運営に関し必要な事項は、座長が別に定める。

附　則

この要綱は、平成７年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成９年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成１０年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成１３年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成１３年５月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成１４年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成１５年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成１７年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成１９年４月１日から施行する。

附　則

１　この要綱は、平成２１年４月１日から施行する。
２　見沼田圃土地利用連絡会議運営要領（平成７年４月２８日座長決裁）は、廃止する。
３　見沼田圃土地利用調整会議運営要領（平成７年４月３日課長決裁）は、廃止する。

附　則

この要綱は、平成２２年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成２３年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成２５年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成３０年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成３１年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成３１年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、令和４年４月１日から施行する。

別表

区　分	構　　成　　員
埼玉県	企画財政部　地域経営局長 企画財政部　土地水政策課長 環境部　みどり自然課長 農林部　農業政策課長 農林部　農業ビジネス支援課長 県土整備部　河川砂防課長 都市整備部　都市計画課長 都市整備部　公園スタジアム課長
さいたま市	都市局みどり公園推進部見沼田圃政策推進課長
川口市	都市計画部みどり課長